

診療報酬明細書（レセプト）、 診療録、処方箋の記載要領の変更点

〈レセプト〉

（１）「被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号」欄の記載について、被保険者証等の「記号及び番号」欄に枝番の記載がある場合は、併せて枝番を記載する。

（２）別表Ⅰ「診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧（医科）」の追加・改定については、2020年4月診療分（5月請求分）から対応が求められる。

（３）各記載事項における電子レセプト請求の場合に選択して入力するための「レセプト電算処理システム用コード」の追加分は、2020年10月診療分（11月請求分）から選択して入力することが求められる。算定留意事項通知で「月日」「日」と書かれているものも全て元号による年月日の記載が求められている。

なお、2020年3月31日以前から適用されているコードについては、同年9月診療分まで選択してもよい。

【「摘要」欄への記載事項】

（４）「摘要」欄への記載事項に追加された項目のうち、保団連『点数

表改定のポイント』に掲載した算定留意事項通知の改定において書かれていたものを除いて、主なものは以下の通り（2020年4月診療分から実施）。

ア. 医学管理等

- ・診療情報提供料（Ⅲ）について、妊婦である場合は当該患者が妊娠している者である旨を記載する。
- ・精神科退院時共同指導料を算定する場合は、当該指導料の対象となる患者の状態について記載する。

「1」の「イ」については、措置入院にかかる患者、緊急措置入院にかかる患者、医療観察法による入院または通院をしたことがある患者、入院の期間が1年以上の患者一の4項目から選択して記載する。

1の「ロ」については、厚生労働行政推進調査事業「精神障害者の地域生活支援を推進する政策研究「多職種連携による包括的支援マネジメントに関する研究」に掲げられた「包括的支援マネジメント実践ガイド」における「包括的支援マネジメント導入基準」を一つ以上満たした重点的な支援を要する患者が対象となっており、15項目ある基準から選

択して記載する。

「2」については「1」の「イ」「ロ」の計19項目から選択して記載する。

イ. 在宅医療

・在宅時医学総合管理料、施設入居時等医学総合管理料の包括的支援加算について、算定留意事項通知の（22）に規定するもののうち該当するものを選択して記載する。

・在宅妊娠糖尿病患者指導管理料の「2」について、分娩日を記載する。

ウ. 検査

・算定回数が複数月に1回または年1回のみとされている検査を実施した場合について、前回の実施日（初回の場合は初回である旨）を記載する（ほとんどの検査にコードが設定されている）。

・筋電図検査の「2 誘発筋電図」について、従来から検査を行った神経名を記載することとされていたが、新たに感覚・運動の別、左・右の別も記載する。

エ. 画像診断

・従来から撮影部位を記載することとされていたが、新たに写真診断、コンピューター断層撮影、磁気共鳴コンピューター断層撮影については、撮影部位を選択して記載する。特に写真診断の「1 単純撮影」については、四肢について左・右・両側の別を記載する。

オ. 精神科専門療法

・精神科訪問看護・指導料（Ⅰ）・（Ⅲ）について、患者が服薬中断等により急性増悪した場合であって、医師が必要と認め指示し、当該急性増悪した日から7日以内の期間に算定した場合や、さらに継続した訪問看護が必要と医師が判断し、急性増悪した日から1月以内の連続した7日間に算定した場合は、算定留意事項通知に「必要性について記載する」こととされていたが、これが別表Ⅰにも掲載された。

〈カルテ〉

（５）診療録の様式第一号（一）の1（カルテの表紙）、処方箋の様式第二号、第二号の二が改定され、「記号・番号」欄内に「（枝番）」欄が設けられた。

（６）診療録「被保険者証・被保険者手帳」欄の「記号・番号」欄（処方箋にあっては、「被保険者証・被保険者手帳の記号・番号」欄）について、被保険者証等の「記号及び番号」欄に枝番の記載がある場合は、併せて記載する。

〈処方箋〉

（７）処方箋「備考」欄について、オンライン診療料に規定する情報通信機器を用いた診療の実施に伴う処方箋の場合は「オン診」と記載する。